

東かがわ市告示第61号

東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱（令和3年東かがわ市告示第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金交付要綱</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市内に存在する空き家の有効活用を図り、市内への企業の誘致や移住・定住の促進を図るため、法人事業者又は個人事業主（以下「事業者」という。）に対し、事業者が購入した空き家を事業所として改修する費用に対し、予算の範囲内で東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>空き家</u> <u>住宅として建築された建築物で、現に居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。</u></p> <p>(2) <u>住宅</u> <u>一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）をいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>事業所</u> <u>宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、子育て支援施設、レストラン、シェアオフィス、カフェ、商業施設、テレワーク施設その他市長が認める施設をいう。</u></p> <p>(5) <u>耐震診断</u> <u>次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し別表に定めるいずれかの講習を受講した者又は建築士法</u></p>	<p>東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市内に存在する空き家の有効活用を図り、市内への企業の誘致や移住・定住の促進を図るため、法人事業者又は個人事業主（以下「事業者」という。）に対し、事業者が購入した空き家を事業所として改修する費用に対し、予算の範囲内で東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空き家</u> <u>市内に個人が居住を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建ての住宅又は併用住宅をいう。</u></p> <p>(2) <u>法人事業者</u> <u>会社法（平成17年法律第86号）上の本店（会社法の適用を受けない事業者については、会社法上の本店に相当する事業所）が市外にある法人をいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>移住者</u> <u>一定期間居住する意思を持ち、市内に住民票の登録がある者で、住民票を移す直前に、連続して3年以上市外に在住していた者をいう。</u></p> <p>(5) <u>テレワーク</u> <u>在宅勤務、モバイルワークなど、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(昭和25年法律第202号) 第10条の3 第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。)</u> が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。</p> <p><u>ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第3章第8節に規定する構造計算によるもの</u></p> <p><u>イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。) 別添第一に示すもの</u></p> <p><u>ウ ア又はイに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの</u></p> <p><u>(6) 耐震改修工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、住宅の地震に対する安全性の向上を目的として県内に営業所を設けている事業者が施工する住宅の補強又は改修の工事であって、次のいずれかの方法により行うものをいう。</u></p> <p><u>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</u></p> <p><u>イ 基本方針別添第二に示すもの</u></p> <p><u>ウ ア又はイに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの</u></p> <p><u>(7) 簡易耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法—木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)—」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。なお、原則として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。</u></p> <p>(補助対象事業)</p>	<p>(補助対象事業)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。<u>ただし、第6号においては、補助対象物件が昭和56年5月31日以前に工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法及びこれに基づく命令に適合するもの又は耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事若しくは簡易耐震改修工事を実施したものをいう。（補助事業に併せて実施する耐震改修工事、簡易耐震改修工事を含む。）</u></p> <p>(1) 事業者が、県の運営する<u>空き家バンク「かがわ住まいネット」</u>に登録された住宅を購入し、事業所として改修すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>事業者が県内の市町間で事務所の移転を伴う場合は、従前の建物（自己所有に限る。）が空き家とならないこと。</u></p> <p>(4) <u>国庫補助金及び他の香川県補助金が交付されている物件でないこと。</u></p> <p>(5) <u>県内市町間での事業所の移転を伴う場合にあっては、従前活用建物（自己所有に限る。）が空き建築物とならないこと。</u></p> <p>(6) <u>改修工事後、耐震性が確保されていること。（空き家又は空き家であった住宅が、昭和56年5月31日以前に工事に着手したものであるときは、耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事若しくは簡易耐震改修工事を実施したものをいう。）</u></p> <p>(7) <u>改修の前後において、建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと。ただし、改修工事に伴い、違反を是正する場合は、この限りでない</u></p>	<p>第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 事業者が、県の運営する<u>Webサイト「かがわ住まいネット」（空き家バンク）</u>に登録された住宅を購入し、事業所として改修すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>法人事業者の場合は、改修した補助対象物件で勤務する法人事業者の従業員のうち1名以上が、個人事業主の場合は、個人事業主が、市内に転入して3年未満の移住者（以下「対象移住者」という。）であること。</u></p> <p>(4) <u>対象移住者が県内の市町間で移住する場合は、従前の住居が空き家（一戸建て又は併用住宅に限る。）とならないこと。</u></p> <p>(5) <u>改修した対象物件で、間接補助事業者、その従業員又は訪問者等がテレワークを行うためのインターネット環境を整えていること。</u></p> <p>(6) <u>国庫補助金及び他の香川県補助金が交付されている事業でないこと。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>い。</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第7条第1項の交付の決定前に補助対象事業を実施した者。ただし、第6条第3項の届出を市長に提出したときは、当該提出の日以降に着手することができる。</u></p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの</u></p> <p><u>(3)～(5) 略</u> (補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付対象となる改修に要する経費（以下「補助対象事業費」という。）は、<u>家屋の改修工事に要する経費（耐震診断・耐震改修工事・簡易耐震改修工事に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び補助対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備工事（例えば、電気・ガス・給排水・空調・トイレなど）に要する経費を含む。）とする。</u> ただし、補助対象事業費が100万円以上であるものに限る。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金交付申請書（様式第1号）</u>を</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象外とする。</p> <p>(1) <u>第8条第1項の交付の決定前に補助対象事業を実施した者。ただし、第7条第3項の届出を市長に提出したときは、当該提出の日以降に着手することができる。</u></p> <p><u>(2)～(4) 略</u> (補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付対象となる改修に要する経費（以下「補助対象事業費」という。）は、<u>次の各号に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業費が100万円以上であるものに限る。</u></p> <p><u>(1) 家屋改修費 家屋の改修工事に要する経費（耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び整備される補助対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備工事（例えば、電気・ガス・給排水・空調・トイレなど）の整備に要する経費を含む。）</u></p> <p><u>(2) 通信環境整備費Wi-Fi環境整備費、電話・通信回線工事費及びセキュリティ関連機器等、通信設備の導入に係る経費（月額利用料等の維持費を除く。）</u></p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1</u></p>

改正後	改正前
<p>市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。</p>	<p>号)を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 申請者は、次の各号に掲げる書類を前項の申請書に添えて市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(9) 略</p>	<p>(1)～(9) 略</p>
<p>(10) 略</p>	<p>(10) <u>法人事業者の場合は、移住した従業者の戸籍の附票。個人事業主の場合は、個人事業主の戸籍の附票（日本国籍を有する場合のみ。）（申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出すること。）</u></p>
<p>(11) 略</p>	<p>(11) 略</p>
<p>3 第1項の申請に当たり、事業の効率的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金交付決定前着手届</u>（様式第2号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（交付の決定）</p>	<p>3 第1項の申請に当たり、事業の効率的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金交付決定前着手届</u>（様式第2号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（交付の決定）</p>
<p>第7条 市長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金交付決定通知書</u>（様式第3号）により申請者に通知する。</p> <p>2 市長は、前項の決定に際して、<u>条件を付すことができる。</u></p> <p>（変更等の承認）</p>	<p>第7条 市長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金交付決定通知書</u>（様式第3号）により申請者に通知する。</p> <p>2 市長は、前項の決定に際して、<u>次に掲げる事項につき、条件を付すものとする。</u></p> <p>(1) <u>補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第10条の報告までに、第3条第1項第3号に規定する要件を満たしている者とする。</u></p> <p>(2) <u>補助事業者は、第10条の報告までに、第3条第1項第4号に規定する要件を満たしているものとする。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p> <p>（変更等の承認）</p>
<p>第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のい</p>	<p>第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のい</p>

改正後	改正前
<p>れかに該当するときは、あらかじめ東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金</u>変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金</u>変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>4 補助対象事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金</u>廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第9条 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金</u>事故報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金</u>実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 補助対象事業箇所の現況写真</p> <p>(6) 略</p>	<p>れかに該当するときは、あらかじめ東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金</u>変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金</u>変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>4 補助対象事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金</u>廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第9条 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金</u>事故報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金</u>実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 補助対象事業箇所の現況写真及び購入物品の写真</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>法人事業者の場合は、移住した従業者、個人事業主の場合は、個人事業主の戸籍の附票（日本国籍を有する場合のみ。）</u>（申請時に提出し</p>

改正後	改正前
<p>(7) 耐震改修工事結果報告書（耐震改修工事、簡易耐震改修工事を実施した場合）</p> <p>(8) 略 （額の確定等）</p> <p>第11条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容（第9条の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金</u>の額の確定通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知するものとする。 （補助金の請求）</p> <p>第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金請求書</u>（様式第10号）を市長に提出するものとする。 （交付決定の取消し及び補助金の返還）</p> <p>第13条 市長は、<u>第8条第4項</u>の補助対象事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>第7条</u>の決定の内容（<u>第8条</u>に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消すことができる。 （1）～（7） 略 （6） <u>第4条</u>に該当する補助対象物件を、補助対象事業の完了日から起算して3年以内に、補助対象物件を第三者に転売し、又は転貸したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。 （7） 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>ていない場合のみ。)</u></p> <p>(8) <u>対象移住者の従前の住居状況が確認できる書類の写し（県外からの移動は除く。)</u></p> <p>(9) 略 （額の確定等）</p> <p>第11条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容（第9条の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金</u>の額の確定通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知するものとする。 （補助金の請求）</p> <p>第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金請求書</u>（様式第10号）を市長に提出するものとする。 （交付決定の取消し及び補助金の返還）</p> <p>第13条 市長は、<u>第9条第4項</u>の補助対象事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>第8条</u>の決定の内容（<u>第9条</u>に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消すことができる。 （1）～（5） 略 （6） <u>第4条第1項第1号</u>に該当する補助対象物件を、補助対象事業の完了日から起算して3年以内に、補助対象物件を第三者に転売し、又は転貸したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。 （7） 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(財産処分の制限)</p> <p>第14条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、東かがわ市<u>空き家事業所整備事業補助金</u>の対象となった財産の処分に係る承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りではない。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>別表第1（第2条第5号関係）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習</p> <p>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習</p> <p>(3) その他知事が認める講習</p> </div>	<p>(財産処分の制限)</p> <p>第14条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、東かがわ市<u>テレワーク等空き家改修事業補助金</u>の対象となった財産の処分に係る承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りではない。</p> <p>2・3 略</p>

改正後	改正前																																										
<p>様式第1号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>（法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）</small></p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付申請書</p> <p>東かがわ市空き家事業所整備事業補助金の交付を受けたいので、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請者の概要及び交付申請額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="9" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請者の概要</td> <td>法人・個人の別</td> <td>法人事業者 ・ 個人事業主</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所・所在地（本店等）</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>代表者の職</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付申請額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>2 添付資料 (1)事業計画書(別紙1) (2)誓約書(別紙2) (3)法人事業者の場合は、登記簿謄本。個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し (4)許認可を必要とする業種の場合、営業許可証の写し(申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出。) (5)補助対象物件の所有権が確認できる書類 (6)補助対象物件の図面等、補助対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類 (7)補助対象物件の位置図 (8)補助対象事業の予定箇所の現況写真 (9)補助対象事業の予定箇所の位置及び補助対象事業費の詳細が分かる書類の写し(内訳を含む。) (10)その他市長が必要と認める書類</p>	申請者の概要	法人・個人の別	法人事業者 ・ 個人事業主	事業者名		住所・所在地（本店等）	〒	代表者の職		代表者の氏名		担当者名		電話番号		FAX番号		e-mail		交付申請額	円	<p>様式第1号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>（法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）</small></p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付申請書</p> <p>東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金の交付を受けたいので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請者の概要及び交付申請額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請者の概要</td> <td>法人・個人の別</td> <td>法人事業者 ・ 個人事業主</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所・所在地（本店等）</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>代表者の職</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付申請額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>2 添付資料 (1)事業計画書(別紙1) (2)誓約書(別紙2) (3)法人事業者の場合は、登記簿謄本。個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し (4)許認可を必要とする業種の場合、営業許可証の写し(申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出) (5)補助対象物件の所有権が確認できる書類 (6)補助対象物件の図面等、補助対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類 (7)補助対象物件の位置図 (8)補助対象事業の予定箇所の現況写真 (9)補助対象事業の予定箇所の位置及び補助対象事業費の詳細が分かる書類の写し(内訳を含む。) (10)法人事業者の場合は、移住した従業者、個人事業主の場合は、個人事業主の戸籍の附票(申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出) (11)その他、市長が必要と認める書類</p>	申請者の概要	法人・個人の別	法人事業者 ・ 個人事業主	事業者名		住所・所在地（本店等）	〒	代表者の職		代表者の氏名		担当者名		電話番号		FAX番号		e-mail		交付申請額	円
申請者の概要		法人・個人の別	法人事業者 ・ 個人事業主																																								
		事業者名																																									
		住所・所在地（本店等）	〒																																								
		代表者の職																																									
		代表者の氏名																																									
		担当者名																																									
		電話番号																																									
		FAX番号																																									
	e-mail																																										
交付申請額	円																																										
申請者の概要	法人・個人の別	法人事業者 ・ 個人事業主																																									
	事業者名																																										
	住所・所在地（本店等）	〒																																									
	代表者の職																																										
	代表者の氏名																																										
	担当者名																																										
	電話番号																																										
	FAX番号																																										
e-mail																																											
交付申請額	円																																										

改正後	
別紙1 東かがわ市空き家事業所整備事業補助金事業計画書	
補助対象物件	物件の名称 一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅
	物件の所在地・住所 〒
	物件の所有者
整備内容	工事等の内容
	工事等の費用（見積額） 円
	金 補助対象事業費の合計 円
	額 交付申請額 円
補助対象事業費の内訳	
従前の建物	管理等の内容
補助対象物件で実施する事業	(事業名) (事業の内容)
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
※補助対象事業費は100万円以上。 ※交付申請額は補助対象経費の合計額の1/2(千円未満切り捨て。)ただし、法人事業者は400万円、個人事業者は200万円を上限とする。	

改正前			
別紙1 東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金事業計画書			
補助対象物件	物件の名称 一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅		
	物件の所在地・住所 〒		
	物件の所有者		
整備内容	工事等の内容		
	工事等の費用（見積額） 円		
	金 補助対象事業費の合計 円		
	額 交付申請額 円		
補助対象事業費の内訳			
対象移住者（予定を含む。）の所属・職・氏名 ※複数の場合は、全ての者について記載	所 属	職	氏 名
補助対象物件で実施する事業	(事業名) (事業の内容) ※事業の内容は、目標、事業コンセプト、現状分析及び販売仕入計画等、できるだけ具体的にご記載ください。 (テレワークを行うための環境)		
事業着手予定日	年	月	日
事業完了予定日	年	月	日
※補助対象事業費は100万円以上。 ※交付申請額は補助対象経費の合計額の1/2(千円未満切り捨て。)ただし、法人事業者は400万円、個人事業者は200万円を上限とする。			

改正後	改正前
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>当社(個人である場合は私)は、下記の事項について誓約します。</p> <p>なお、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金に関する報告及び立入調査について、東かがわ市から求められた場合には、それに応じるとともに、関係機関に照会することについて承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象外になる者に該当しません。 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。 5 補助対象事業の完了日から3年間、対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として使用します。また、使用できなかった場合には、補助金の全額を返還します。 6 交付申請する事業は、国庫補助金及び他の県補助金等が交付されている物件ではありません。 7 従前に活用していた建物が将来的に管理不全な状態に陥らないよう適切に管理します。(当該建物が県内の自己所有の場合に限る。) 8 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 様</p> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <p style="text-align: center;">代表者職・氏名</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>当社(個人である場合は私)は、下記の事項について誓約します。</p> <p>なお、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金に関する報告及び立入調査について、東かがわ市から求められた場合には、それに応じるとともに、関係機関に照会することについて承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象外になる者に該当しません。 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。 5 補助対象事業の完了日から3年間、対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として使用します。また、使用できなかった場合には、補助金の全額を返還します。 6 交付申請する事業は、国庫補助金及び他の県補助金等が交付されている事業ではありません。 7 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <p style="text-align: center;">代表者職・氏名</p>

改正後	改正前
<p>様式第2号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>（法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）</small></p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付決定前着手届</p> <p>標記事業について、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり交付決定前に事業に着手しますので、届け出ます。 なお、本件に係る交付決定がなされなかった場合において、異議は申し立てません。また、当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象物件の所在地</p> <p>2 事前着手理由</p> <p>3 着手日及び完了予定日 着手日 年 月 日 完了予定日 年 月 日</p>	<p>様式第2号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>（法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）</small></p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付決定前着手届</p> <p>標記事業について、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり交付決定前に事業に着手しますので、届け出ます。 なお、本件に係る交付決定がなされなかった場合において、異議は申し立てません。また、当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象物件の所在地・住所</p> <p>2 事前着手理由</p> <p>3 着手日及び完了予定日 着手日 年 月 日 完了予定日 年 月 日</p>

改正後	改正前
<p>様式第3号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市長</p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった東かがわ市空き家事業所整備事業補助金については、下記の通り交付することに決定したので、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金の交付の対象となる補助対象事業の内容は、 <input type="checkbox"/> 申請書に記載されたとおりとする。 <input type="checkbox"/> 一部修正の上、別紙のとおりとする。</p> <p>2 補助金の交付決定額は、金 千円とする。</p> <p>3 交付の条件 (1) 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。</p>	<p>様式第3号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市長</p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金については、下記の通り交付することに決定したので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金の交付の対象となる補助対象事業の内容は、 <input type="checkbox"/> 申請書に記載されたとおりとする。 <input type="checkbox"/> 一部修正の上、別紙のとおりとする。</p> <p>2 補助金の交付決定額は、金 千円とする。</p> <p>3 交付の条件 (1) 補助対象事業者は東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第10条の報告までに、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金第3条第1項第3号に規定する要件を満たすこと。 (2) 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。</p>

改正後

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

申請者 住所
氏名

（法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）

年度東かがわ市空き家事業所整備事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助対象事業の一部を変更する必要があるため、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助対象物件の所在地	東かがわ市	
変更の内容		
変更の理由		
補助対象事業費	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

※変更後の事業計画書及び変更内容が分かる資料を添付すること

改正前

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

申請者 住所
氏名

（法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）

年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助対象事業の一部を変更する必要があるため、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助対象物件の所在地	東かがわ市	
変更の内容		
変更の理由		
補助対象事業費	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

※変更後の事業計画書及び変更内容が分かる資料を添付すること。

改正後	改正前
<p>様式第6号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>(法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)</small></p> <p style="text-align: center;">東かがわ市空き家事業所整備事業補助金廃止承認申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助対象事業を廃止したいので、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 廃止する事業内容</p> <p>2 事業を廃止する理由</p> <p>3 添付書類 交付決定通知書の写し</p>	<p>様式第6号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>(法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)</small></p> <p style="text-align: center;">東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金廃止承認申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助対象事業を廃止したいので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 廃止する事業内容</p> <p>2 事業を廃止する理由</p> <p>3 添付書類 交付決定通知書の写し</p>

改正後	
様式第7号（第9条関係）	
年 月 日	
東かがわ市長 様	
申請者 住所 氏名 <small>（法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）</small>	
年度東かがわ市空き家事業所整備事業補助金事故報告書	
<p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助対象事業について、下記の事故が発生したので、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。</p>	
記	
補助対象物件の所在地	東かがわ市
事故の内容	
事故の原因	
現在までに要した経費	円 (補助金の交付決定額 円)
事故に対してとった措置	
補助対象事業の遂行及び完了の予定	

改正前	
様式第7号（第9条関係）	
年 月 日	
東かがわ市長 殿	
申請者 住所 氏名 <small>（法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）</small>	
年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金事故報告書	
<p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助対象事業について、下記の事故が発生したので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。</p>	
記	
補助対象物件の所在地	東かがわ市
事故の内容	
事故の原因	
現在までに要した経費	円 (補助金の交付決定額 円)
事故に対してとった措置	
補助対象事業の遂行及び完了の予定	

改正後	改正前
<p>様式第 8 号 (第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>(法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)</small></p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市空き家事業所整備事業補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった補助対象事業を完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助対象事業費 _____ 円</p> <p>2 補助金交付決定額 _____ 円</p> <p>3 添付資料 (1) 事業報告書(別紙1) (2) 補助対象事業費の合計額の請求書の写し(内訳を含む。) (3) 補助対象事業費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し (4) 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し (5) 補助対象事業箇所の現況写真 (6) 営業許可書の写し(申請時に提出していない場合) (7) 耐震改修工事結果報告書(該当の場合)(別紙2) (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>	<p>様式第 8 号 (第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>(法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)</small></p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった補助対象事業を完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助対象事業費 _____ 円</p> <p>2 補助金交付決定額 _____ 円</p> <p>3 添付資料 (1) 事業報告書(別紙) (2) 補助対象事業費の合計額の請求書の写し(内訳を含む。) (3) 補助対象事業費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し (4) 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し (5) 補助対象事業箇所の現況写真及び購入物品の写真 (6) 営業許可書の写し(申請時に提出していない場合) (7) 法人事業者の場合は、移住した従業者、個人事業主の場合は、個人事業主の戸籍の附票(申請時に提出していない場合) (8) 対象移住者の従前の住居状況が確認できる書類の写し(県外からの移動は除く。) (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

改正後							
別紙1							
東かがわ市空き家事業所整備事業補助金事業報告書							
補助対象物件	<table border="1"> <tr> <td>物件の名称</td> <td>一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅</td> </tr> <tr> <td>物件の所在地・住所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>物件の所有者</td> <td></td> </tr> </table>	物件の名称	一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅	物件の所在地・住所	〒	物件の所有者	
物件の名称	一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅						
物件の所在地・住所	〒						
物件の所有者							
整備内容	工事等の内容						
	工事等の費用（請求額）						
	金額	補助対象事業費の合計					
	金額	補助金の額					
内容	補助対象事業費の内訳						
補助対象物件で実施する事業	(事業名) (事業の内容)						
事業着手日	年 月 日						
事業完了日	年 月 日						

改正前		
別紙		
東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金事業報告書		
補助対象物件	物件の名称	一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅
	物件の所在地・住所	〒
	物件の所有者	
整備内容	工事等の内容	
	工事等の費用（請求額）	
	金額	補助対象事業費の合計
	金額	補助金の額
内容	補助対象事業費の内訳	
対象移住者	所属	
	職	
	氏名	
	東かがわ市への転入年月日	年 月 日
前住所		
補助対象物件で実施する事業	(事業名) (事業の内容)	(テレワークを行うための環境)
事業着手日	年 月 日	
事業完了日	年 月 日	
※対象移住者について、対象移住者が複数名の場合は、全ての者についてご記載ください。		

改正後

改正前

別紙2

年 月 日

耐震診断技術者

氏 名 印

住 所

資 格 () 級建築士

登録番号 第 号

事務所名

電 話

耐震改修工事結果報告書

年 月 日に実施した下記対象空き家の耐震改修工事の結果について、関係
図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事
実に相違ありません。

記

活用後の用途	
空き家所在地	
改修工事後 の構造耐力	

改正後	改正前
<p>様式第9号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市長</p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市空き家事業所整備事業補助金の額の確定通知書</p> <p>年 月 日付けで実績報告のあった補助金の額は次のとおり確定したので、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 補助金の確定額は、金 円とする。</p>	<p>様式第9号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市長</p> <p style="text-align: center;">年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金の額の確定通知書</p> <p>年 月 日付けで実績報告のあった補助金の額は次のとおり確定したので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 補助金の確定額は、金 円とする。</p>

改正後	
様式第10号（第12条関係）	
	年 月 日
東かがわ市長 様	
申請者 住所 氏名	印
<small>(法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)</small>	
年度東かがわ市空き家事業所整備事業補助金請求書	
年 月 日 付け 第 号により交付確定通知のあった東かがわ市空き家事業所整備事業補助金について、下記のとおり東かがわ市空き家事業所整備事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。	
1 請求額	金 _____ 円
2 振込先	
金融機関名・支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名 義 人	()

改正前	
様式第10号（第12条関係）	
	年 月 日
東かがわ市長 殿	
申請者 住所 氏名	印
<small>(法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名)</small>	
年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金請求書	
年 月 日 付け 第 号により交付確定通知のあった東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金について、下記のとおり東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。	
1 請求額	金 _____ 円
2 振込先	
金融機関名・支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名 義 人	()

様式第10

改正後	改正前																																												
<p style="text-align: center;">様式第11号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>（法人にあつては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）</small></p> <p style="text-align: center;">東かがわ市空き家事業所整備事業補助金の対象となった財産の処分に係る承認申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた東かがわ市空き家事業所整備事業補助金の対象となった財産を処分したいので、東かがわ市空き家事業所整備事業補助金第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助対象事業者名等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">補助対象事業者名</td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 処分しようとする財産</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">財産の名称</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td>処分の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分の時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分の理由</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>※「処分の方法」の欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付等の別を記載すること。</small></p> <p>3 相手方</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">所在地</td> <td style="width:20%;">法人名・氏名</td> <td style="width:20%;">利用の目的</td> <td style="width:40%;">条件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	補助対象事業者名			所在地			財産の名称		処分の方法		処分の時期		処分の理由		所在地	法人名・氏名	利用の目的	条件					<p style="text-align: center;">様式第11号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 <small>（法人にあつては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）</small></p> <p style="text-align: center;">東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金の対象となった財産の処分に係る承認申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金の対象となった財産を処分したいので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助対象事業者名等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">補助対象事業者名</td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>所在地・住所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 処分しようとする財産</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">財産の名称</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td>処分の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分の時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分の理由</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>※「処分の方法」の欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付等の別を記載すること。</small></p> <p>3 相手方</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">所在地・住所</td> <td style="width:20%;">法人名・氏名</td> <td style="width:20%;">利用の目的</td> <td style="width:40%;">条件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	補助対象事業者名			所在地・住所			財産の名称		処分の方法		処分の時期		処分の理由		所在地・住所	法人名・氏名	利用の目的	条件				
補助対象事業者名																																													
所在地																																													
財産の名称																																													
処分の方法																																													
処分の時期																																													
処分の理由																																													
所在地	法人名・氏名	利用の目的	条件																																										
補助対象事業者名																																													
所在地・住所																																													
財産の名称																																													
処分の方法																																													
処分の時期																																													
処分の理由																																													
所在地・住所	法人名・氏名	利用の目的	条件																																										

附 則
この告示は、令和8年4月1日から施行する。